

# 国際文化交流の窓

## 多民族共生教育フォーラム二〇〇八大阪

### 外国人・民族的マイノリティの教育への権利保障に向けて

(財)自治体国際化協会支援協力部地域支援課 主査 安藤 洋行(静岡県派遣)

全国の外国人学校の制度保障を主な課題  
 目標とする「多民族共生教育フォーラム二〇〇八大阪」が  
 二〇〇八年二月三日に開かれた。外国人  
 学校の制度的問題については、外国籍児童  
 生徒の教育支援を特集した本誌二〇〇八年

大阪フォーラム スケジュール

日・場所	時間	プログラム
11/22 (土) 大阪市東淀川区 人権文化センター	13時～ 18時～ 20時30分	多民族・多文化の子ども交流会 多民族共生教育フォーラムプレシンポジウム テーマ:「多民族・多文化の子どもたちの教 育権と日本の学校教育」
11/23 (日) 御堂会館	10時30分 ～18時	多民族共生教育フォーラム 2008 全体会 第一部 ・基調報告「外国人・民族的マイノリティの 教育への権利保障に向けて」 ・全国各地の取組報告、全国の外国人学校 からのメッセージ 第二部 ・外国人の子どもたちからのメッセージと文 化披露 第三部 ・「外国人学校の学校保健の現状と課題」 (KS 医療・福祉ネット関西) ・パネルディスカッション パネリスト ・山下栄一 参議院議員 (外国人学校及 び外国人子弟の教育を支援 する議員の会幹事長) ・水岡俊一 参議院議員 (外国人の子 どもの教育の充実をめざす研 究会呼びかけ人) ・山崎一樹 京都市副市長 (元総務省自 治行政局国際室長) ・柴崎敏男 三井物産(株) CSR 推進部 シニア・フィランソピー・ スペシャリスト ・小島祥美 愛知淑徳大学教員 (元岐阜 県可児市外国人児童生徒 コーディネーター) ・金光敏 (特活) コリア NGO センター 事務局長 コーディネーター ・有田典代 (特活) 関西国際交流団体協 議会事務局長 ・「フォーラム 2008 大阪宣言」採択
11/24 (月・祝) 大阪・滋賀	10時～ 12時	外国人学校フィールドワーク 【訪問先】 ・滋賀県内のブラジル人学校 ・関西の朝鮮学校

十一月号の中  
 で紹介した。  
 今回は、この  
 大阪フォーラ  
 ムの紹介を通  
 して、当事者  
 の視点からこ  
 の外国人学校  
 の制度的問題  
 について取り  
 上げたい。  
 十一月の連  
 休中に開催さ

れたこともあり、全国各地から在住外国人  
 児童生徒の教育支援にかかわっている NPO  
 や自治体の関係者や、教員、外国人学校の  
 関係者、そして外国人学校に通う児童生徒  
 など多くの方が大阪フォーラムに参加し、外  
 国人学校を取り巻く諸問題への関心の高さ  
 がうかがわれた。  
 ここではまず、三部構成で開かれた大阪  
 フォーラムのプログラムを部ごとに紹介す  
 る。続いてその中の基調報告で提起された  
 主な論点について記述する。

### 第一部

大阪フォーラム実行委員長で弁護士の方  
 羽雅雄氏の開会あいさつの後、駐名古屋ブラ  
 ジル総領事館総領事であるジェラウド・アフォ  
 ンソ・ムジ氏から来賓のあいさつがあった。そ  
 のあいさつの中で、ブラジル大使館教育シン  
 ポジウムにおける調査で日本にいるブラジル  
 国籍の児童のうち、三分の一が不就学である  
 ことが明らかになったとの報告があった。

次に、「外国人・民族的マイノリティの教育  
 への権利保障に向けて」と題する基調報告  
 が、大阪フォーラム実行委員会運営委員で弁  
 護士である中森俊久氏によって行われた。  
 その基調報告では、多民族共生教育フォーラ  
 ム(以下、フォーラム)の開催の経緯や成  
 果、現状の問題点、そして大阪フォーラムに  
 おける主張や提言などが要約報告された。  
 ここで提起された主要な論点については、詳  
 しく後述する。



大阪朝鮮学園生野朝鮮初級学校の生徒による文化披露。当日は民族学校・外国人学校合わせて4校の児童生徒による文化披露があった。

レジオ・デザフィオに通っていた児童から発表があった。その中で、コレジオ・デザフィオに通っていた児童

続いて、各地の取組みとして、外国人学校の代表の方をはじめ、外国人学校間の協議会の設置に取り組む外国人学校ネットワークの支援者や、既に外国人学校間の協議会を設置して活動している団体の方、外国人学校の関係者、そして全国のブラジル人学校を束ねる日本ブラジル学校協議会（以下、AEBJ）の関係者から、それぞれの取組みや課題などについて発表があった。全国に二〇〇を超えるブラジル人学校のうちおよそ四〇校が加盟しているAEBJからは、日本政府への「外国人学校の安定した運営につながる取組みの実施」の訴えがあった。

## 第二部

外国にルーツを持つ子ども達からのメッセージと文化披露が行われた。初めに、子ども達からのメッセージとして、東大阪朝鮮中級学校の生徒と滋賀県のブラジル人学校コ

レジオ・デザフィオに通っていた児童から発表があった。その中で、コレジオ・デザフィオに通っていた児童は、ブラジルの大学に将来進みたいのだが、不況で母が失業し、父のみの収入となつたこと、そのためにブラジル人学校の学費が払えず、やむを得ず日本の公立学校へ通うことを余儀なくされたこと、そして自分が、将来、日本の公立学校に通いながらブラジルの大学に進学できるかどうかとても心配だという胸中を告白した。

## 第三部

次に、日ごろの文化活動の成果として民族学校および外国人学校の児童生徒による、民族舞踊やダンスなどの披露があった。

「外国人学校の学校保健の現状と課題」に関する調査報告（以下、学校保健調査）の発表とパネルディスカッションが行われた。続いて、フォーラム二〇〇八大阪宣言の採択があった。

### ・学校保健調査

この学校保健調査は、大阪・京都・兵庫・滋賀にある二四の朝鮮学校と滋賀県のブラジル人学校一校を調査対象とし、KS医療福祉ネットワークというNPO団体によって実施された調査「外国人学校の保健の現状と課題」朝鮮学校を中心に（調査期間二〇〇六年秋～二〇〇七年冬）の結果が報告された。その報告の中で、調査対象の二五校のうち一校しか保健室が設置されていないこと、専門知識を持った養護教諭が配置されていないこと、児童生徒や教師の定期健

康診断が行われていない学校が少なくないこと、などが指摘された。そうした結果のいざれもが、「正規の学校（注1）」でないことにより、学校保健法が適用されないことや公的な教育助成のための公的支援が十分受けられないなどの制度的な差別に起因していることが述べられた。そして、それらの格差は日本が批准している子どもの権利条約の要請（注2）に反するものであり、早期の是正を訴えた。

（注1）「正規の学校」は学校教育法第一条で定められる学校のこと。同法第一条では「この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学および高等専門学校とする」と規定されている。同法第一条では、設置主体が規定されている。（注2）同条約第二四条参照

### ・パネルディスカッション

山下栄一参議院議員、水岡俊一参議院議員、山崎一樹京都市副市長、柴崎敏男三井物産（株）CSR推進部シニア・フィランソロピー・スペシャリスト、小島祥美愛知淑徳大学教員、金光敏（特活）コリアNGOセンター事務局長をパネリストに迎え、さまざまな立場から外国人学校をめぐる現状や課題、そして今後の取組みなどについてパネルディスカッションが行われた（コーディネーター・有田典代（特活）関西国際交流団体協議会事務局長）。各パネリストの主な発言内容は次のとおり。

小島氏：調査した可児市の例では、住民の三割もが外国人学校に通っており、その子ども達の家庭では不安定な雇用形態で働く

親が多かったことを報告。また、月謝や学割適用されない通学交通費など「正規の学校」でないことによる経済的負担が大きい。

そのため、その時々親の経済状況によって子ども達は外国人学校に継続的に通えなくなってしまうという状況にあることを指摘した。また、支援が立ち遅れている義務教育の年齢を超過した外国人の子ども達への就学支援の必要性も訴えた。

柴崎氏・三井物産(株)のブラジル人児童支援の取組みについて報告があった。具体的には東京外国語大学と連携して作成した在日ブラジル人児童向け補助教材や在日ブラジル人支援のNPOやブラジル人学校への支援などの取組みを紹介。また、他の企業でも外国人支援に取り組んでいる事例があることを述べ、外国人支援に関心がない企業ばかりではないことを訴えた。

山崎氏・一般的な傾向として、自治体が自由に使える財源である地方交付税や市民税などの一般財源が減少していることを指摘し、自治体が裁量を持つてできる新規事業の実施はとも困難な状況であることを訴えた。また、自治体ができることは、現実に対する対応であり、制度や政策をつくることは難しい。そのため、立法府への働きかけが重要だとの認識を示した。

水岡氏・学校教育法や学校保健法の改正が早急であるが、それだけでな

く、真の目的達成のためにはそれらの上位にある教育基本法を変えなければいけないとの認識を示した。

山下氏・外国人学校への公的支援を拡大すれば、必ず、学校運営にかかわる事業主体側にも新たな経済的負担が生じることも考えなければならぬと指摘。そして、外国人施策の視点で外国人児童生徒を支援するのか、それともすべての子どもに対する施策という視点で支援するのか。この問題に対してどのように法の網掛けをしていくのかを議論することが重要であるとの認識を示した。

金氏・外国人学校における定期健康診断への公費助成について自治体による早期の支援を訴えた。また、子ども達が通う学校の種類によって取り扱いを規定する学校教育法や学校保健法の視点ではなく、国際条約と近い理念の元に書かれている児童福祉法



討論会の様子

左端から：

コーディネーター：有田典代（(特活)関西国際交流団体協議会事務局長）

パネリスト：水岡俊一（参議院議員）、山下栄一（参議院議員）、山崎一樹（京都市副市長）、柴崎敏男（三井物産(株)CSR推進部シニア・フィナンソロピー・スペシャリスト）、小島祥美（愛知淑徳大学教員）、金光敏（(特活)コリアNGOセンター事務局長）

をもっと活用することで、外国人学校の児童生徒の保健問題も対応できるのではないかと認識を示した。そして、外国人学校施策に関して、国の所管が決まっていることを指摘し、フォーラムが提言している多民族多文化共生法や外国人学校振興法などのより大枠の法律を作る必要があると主張した。

#### ・大阪宣言の採択と閉会

パネルディスカッション終了後、外国人・民族的マイノリティの子ども達への「教育への権利」実現へ向けての行動の決意表明として「フォーラム二〇〇八大阪宣言」が採択された。そして最後に、外国人教育ネット共同代表の田中宏氏による閉会のあいさつが行われ、大阪フォーラム全体会が終了した。

### 基調報告の論点と主な主張

次に、大阪フォーラム第一部の基調報告でなされた外国人学校の制度をめぐる現状と課題について記載する。

#### ・現状

全国におよそ三三〇校あると言われている外国人学校のうち、朝鮮学校やブラジル学校などでは、母語・継承語によるいわゆる「普通教育」が施されている。加えて、母国あるいは自らが所属する民族的集団の言語、歴史や文化などを学ぶ民族教育・継承文化教育（以下、民族教育）も行われている。普通教育と民族教育を施す外国人学校は、外国にルーツを持つ児童生徒にとり、自



己のアイデンティティー形成と基礎学力の習得の機会という、成長過程で不可欠なサービスを提供している。民族教育が施されない日本の「正規の学校」に通うことができない外国人児童生徒の受け皿的役割も外国人学校は果たしているが、現在のところ、法律上「各種学校」や私塾としてしか扱われていない。

他方、政府は外国籍の就学年齢の子どもについては、本人の入学希望がある場合は、恩恵的に日本の学校への入学を認めているにすぎず、公教育では外国にルーツを持つ児童生徒が民族教育を受ける機会が保障されているとは言い難い。

### ・問題点

このように公教育における民族教育を受ける権利が保障されていない現状は、「その集団や他の構成員とともに、自己の文化を享有し、(中略)または自己の言語を使用する権利」(注3)の保障を謳っている国際人権法の要請に反している。

また、外国人学校は民族教育と普通教育を施しているにもかかわらず、法律上「正規の学校」でないという理由で、外国人学校を管理・運営するための十分な公的財政援助がほとんど受けられず、保護者には外国人学校を運営するための経済的負担が求められる。また、同じ理由で体育館やプールなどの教育関連施設が整っていない上、保健室の未整備や検診が十分行われていない。その結果、外国人学校に通う外国人児童生徒が

安心安全に勉学に励むことができる環境が奪われている。

(注3)子どもの権利条約第三〇条参照

### ・提案

国際人権法の要請にこたえ、外国人・民族的マイノリティの子ども達の学習権あるいは教育への権利を実質的に保障するために、現行の教育法制を「すべての子ども達への教育権保障法制」を唱える。提案された具体的な方策は次のとおり。

1 教育基本法の条項に「すべての子ども達の教育を受ける権利」と「民族的マイノリティの固有の権利」の尊重などの条項を追加する。

2 公教育における外国人・民族的マイノリティの子ども達の日本語教育および民族教育の保障を実現するために、「多民族・多文化共生教育基本法」を制定する。

3 「外国人学校振興法」を制定し、民族学校や外国人学校の維持・発展に必要な措置を講ずる。

4 地方自治体は「多民族・多文化共生教育条例」を制定し、日本人学校と民族学校・外国人学校に対して具体的な施策を実施する。経済団体は、「外国人学校支援財団」を設置し、NGO・NPOと協働して、外国人学校に対する学校運営費・教科書代・備品などの助成を行い、企業は「企業の社会的責任」(CSR)に基づき、この課題を積極的に取り組む。

### 感想

この外国人学校の問題は単に教育制度の問題だけではなく、従来の公教育を支えてきた理念にも関係する問題なのではないかと感じた。国籍に関係なくすべての子ども達が普通教育を受ける権利が保障されるような社会であってほしいと誰もがきっと思うだろう。その保障をいかにして実現していくのかについては意見が分かれる中で、大阪フォーラムは子ども達の学校選択権を保持しながら教育権を保障しようとする方策を示した。

フォーラムを契機に、外国人学校の協議会の設置の取組みが始まり、前回の開催では、「外国人学校の制度的保障に関する市民提言」という形でフォーラム実行委員会が政策提言を行うなど、フォーラムは確実に成果を残してきた。日本社会の中でこれまでさまざまな壁を切り開いてきた民族学校の教訓を、歴史の比較的浅いほかの外国人学校に活かすためにも、この外国人学校間のネットワーク構築とその強化は重要だろう。フォーラム実行委員会構成支援団体は各地の外国人学校間の連携強化を支援しつつ、外国人学校の制度的保障を実現に向け、フォーラムは今後も、外国人学校関係者、そこに通う児童生徒とその保護者、そして企業や支援NPO、そして行政や立法関係者など関係するさまざまな人や団体を束ねる結節点、団結点となっていくだろう。